

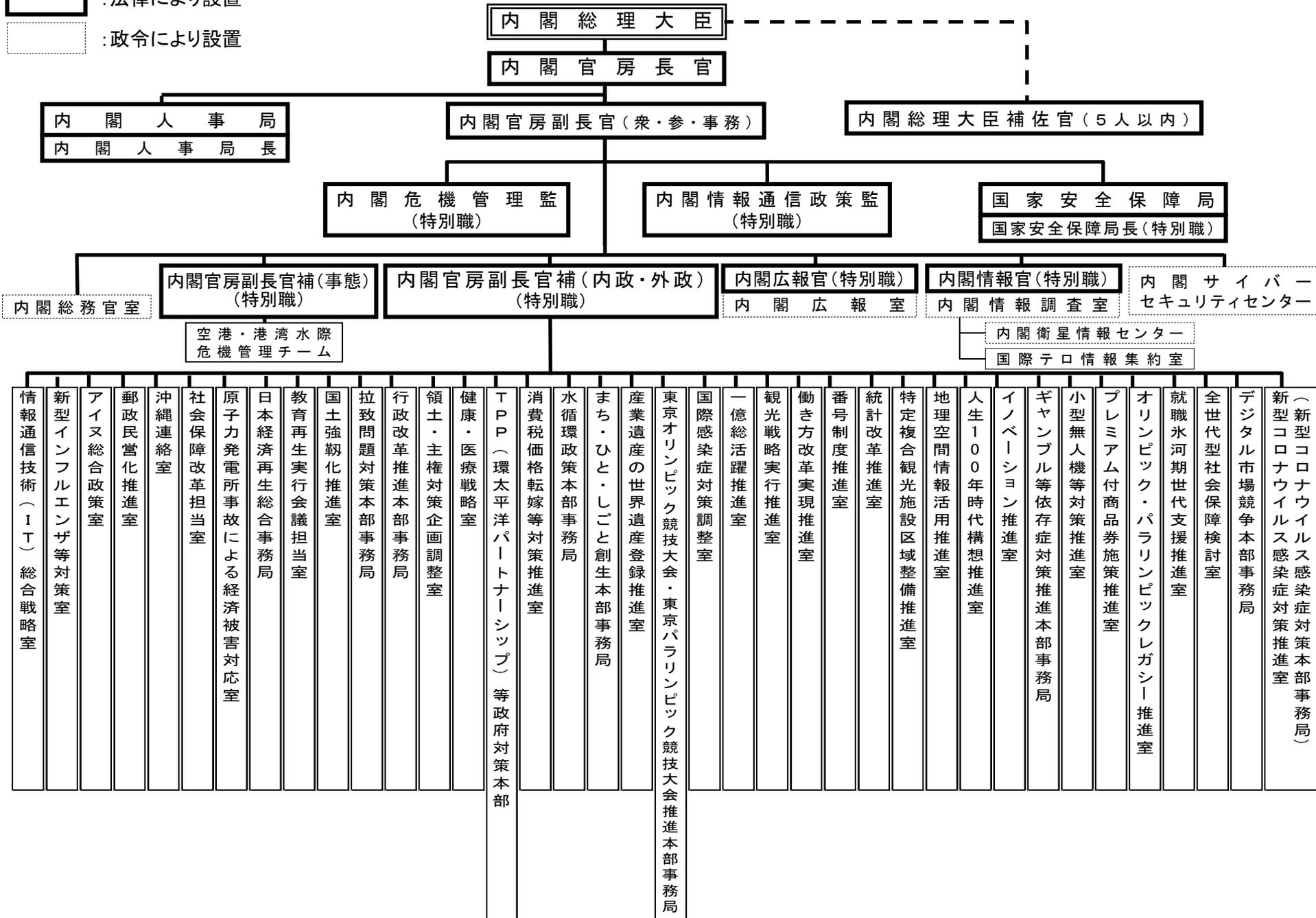
# 資料

令和2年7月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

# 内閣官房機構図(令和2年3月31日現在)

:法律により設置  
 :政令により設置



# 新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 新型インフルエンザ等対策室／国際感染症対策調整室 (20名)

審議官1名、参事官1名、企画官2名、補佐以下16名



※ 期間業務職員3名を除く

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する体制

## 新型コロナウイルス感染症対策本部

(R2. 1. 30閣議決定)

- 感染症法に基づく対策
- 検疫法に基づく対策
- 入国管理法に基づく対策
- 経済対策

- ・ 本部長 総理大臣
- ・ 副本部長 官房長官、厚労大臣  
特措法担当大臣
- ・ 本部員 その他の閣僚

○インフル特措法に基づく措置 (R2. 3. 26閣議決定による追加)

○その他

### 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

- ・ 事務局長：内閣官房副長官（事務）
- ・ 事務局長代理：国家安全保障局長、内閣危機管理監  
内閣官房副長官補(内政・外政・事態)  
厚生労働次官、厚生労働省医務技監  
新型コロナウイルス感染症対策推進室長

担当大臣

対策推進室

(緊急事態措置に係る業務)

関係府省庁

## 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日  
閣議決定  
令和2年3月17日  
一部改正  
令和2年3月26日  
一部改正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
  - (2) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
  - (3) 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本部員 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第 16 条第 8 項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

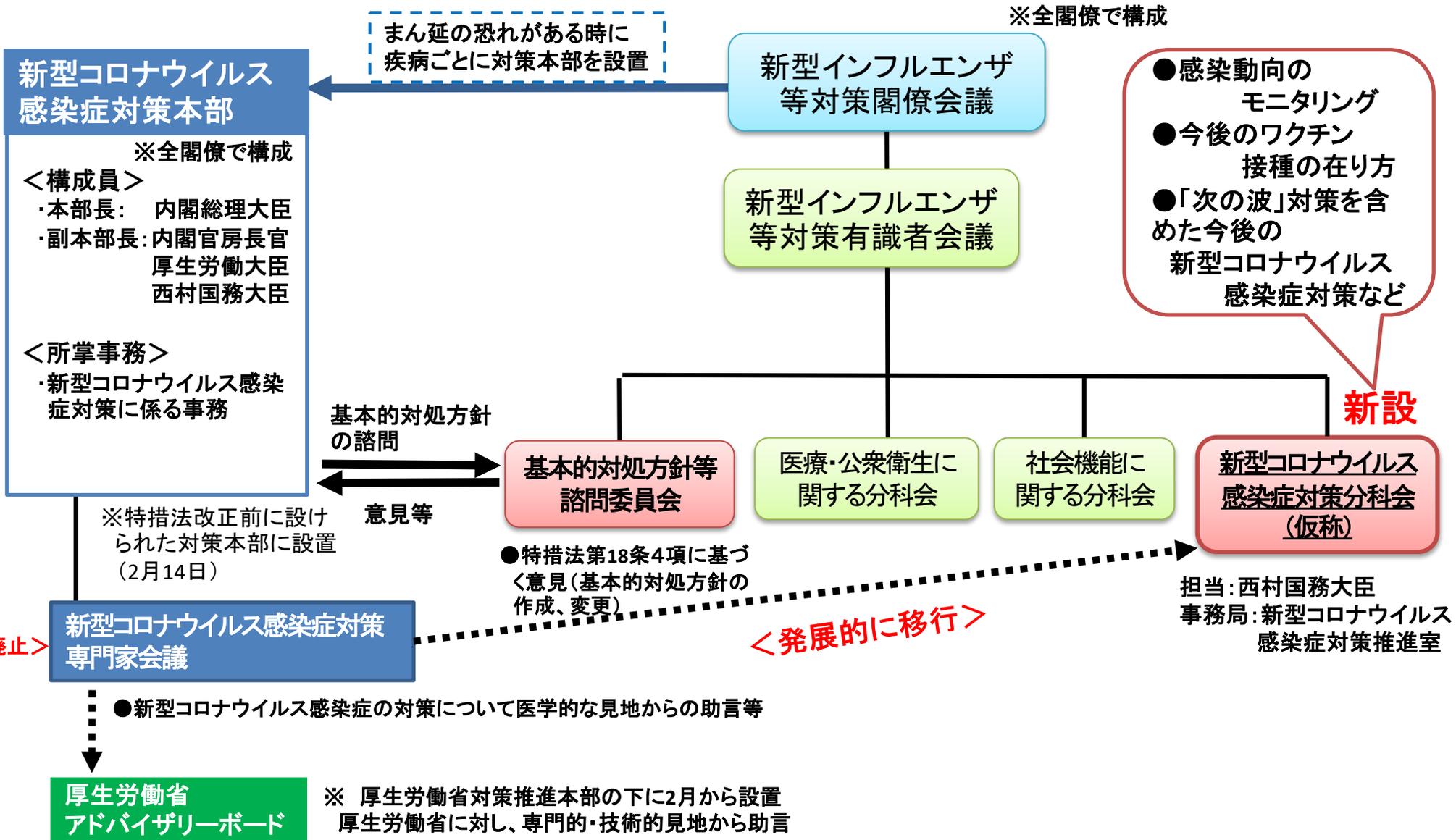
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る専門家助言組織について



## 新型インフルエンザ等対策有識者会議 構成員名簿

	石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
	石田 昭浩	日本労働組合総連合会 副事務局長
	井戸 敏三	兵庫県知事
	伊藤 定勉	豊郷町長
	井深 陽子	慶応義塾大学経済学部教授
	今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
	今村 啓一	日本放送協会解説委員長
	大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	大知 久一	日本経済団体連合会社会基盤強化委員会企画部会長
	大西 隆	豊橋技術科学大学学長
○	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
◎	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
	折木 良一	元統合幕僚長
	釜菴 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	亀井 利克	名張市長
	河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
	川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座2（感染症・呼吸器）教授
	栗山 真理子	日本患者会情報センター代表
	小林 慶一郎	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
	鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
	竹森 俊平	慶応義塾大学経済学部教授
	田島 優子	さわやか法律事務所 弁護士
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	谷口 清州	独立行政法人国立病院機構三重病院臨床研究部長
	田畑 日出男	東京商工会議所 常議員
	朝野 和典	大阪大学大学院医学系研究科感染制御学教授
	永井 庸次	公益社団法人全日本病院協会常任理事
	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士
	長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
	福田 充	日本大学危機管理学部教授・日本大学大学院新聞学研究科教授
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
	山本 輝之	成城大学法学部教授
	吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染制御科教授
	脇田 隆字	国立感染症研究所所長

◎：会長 ○：会長代理

（五十音順・敬称略）

令和2年7月3日現在

## 新型コロナウイルス感染症対策分科会の構成員

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 石川晴巳  | ヘルスケアコミュニケーションプランナー     |
| 石田昭浩  | 日本労働組合総連合会副事務局長         |
| 今村顕史  | 東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長 |
| 太田圭洋  | 日本医療法人協会副会長             |
| 大竹文雄  | 大阪大学大学院経済学研究科教授         |
| 岡部信彦  | 川崎市健康安全研究所長             |
| 押谷 仁  | 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授   |
| ◎尾身 茂 | 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長     |
| 釜菴 敏  | 公益社団法人日本医師会常任理事         |
| 河本宏子  | ANA 総合研究所会長             |
| 小林慶一郎 | 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹     |
| 清古愛弓  | 全国保健所長会副会長              |
| 舘田一博  | 東邦大学微生物・感染症学講座教授        |
| 中山ひとみ | 霞が関総合法律事務所弁護士           |
| 平井伸治  | 鳥取県知事                   |
| 南 砂   | 読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長   |
| 武藤香織  | 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授    |
| ○脇田隆字 | 国立感染症研究所長               |

◎分科会長

○分科会長の代理

(以上18名)

# 有事における都道府県・市町村の役割

## 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

### 政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

### 都道府県対策本部の設置

- 基本的対処方針に基づく総合的な対策の推進
- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

【任意に対策本部設置可】  
※法律に基づく対策本部ではない  
＜市町村＞

- 基本的対処方針に基づく総合的な対策の推進
- 特定接種の実施への協力

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

### ＜国＞

- まん延の防止に関する措置
  - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・特定物資の売渡しの要請・収用

### ＜都道府県＞

- まん延の防止に関する措置
  - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
  - ・病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売
  - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

### 市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
  - ・住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法における国と地方との関係

ポイント

- ・国が全体方針を示し、都道府県が地域の实情に応じて各種措置を実施。
- ・新型インフルエンザ等対策は、広範かつ大規模に行われることが想定されることから、広域的調整の必要性の観点から国・県に総合調整に加えて指示の権限が留保されている。

## 国

### 政府対策本部の設置 (§ 15)

第15条 内閣総理大臣は、(中略)閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部を設置するものとする。

### 基本的対処方針の策定 (§ 18)

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めるものとする。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

### 総合調整権 (§ 20①)

第20条第1項 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(中略)、都道府県の知事(中略)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

## 緊急事態措置

### 緊急事態宣言 (§ 32①)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」)をし、(中略)国会に報告するものとする。

### 指示権 (§ 33①)

第33条第1項 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。(略)

## 都道府県

### 都道府県対策本部の設置 (§ 22)

第22条 (略) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

### 対処方針に基づく対策の実施 (§ 3④)

第3条4項 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 総合調整権 (§ 24①)

第24条第1項 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

### 意見の申出 (§ 20②)

第20条第2項 (略) 当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

### 都道府県本部長の権限 協力の要請 (§ 24⑨) 等

第24条第9項 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な協力の要請をすることができる。

### 指示権 (§ 33②)

第33条第2項 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

## 市町村

### 市町村対策本部の設置 (§ 34)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

### 対処方針に基づく対策の実施 (§ 3④)

第3条4項 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 総合調整権 (§ 36①)

第36条第1項 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

### 意見の申出 (§ 24②)

第24条第2項 (略) 関係市町村の長その他の執行機関(略)は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

### 市町村としての権限の実施 (§ 46～59)

第46条 住民に対する予防接種  
(※対象者及び期間は政府対策本部が定める。) 等

(注) 上記は主なもののみを記載

# 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS\*）について

\* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

○新型コロナウイルス感染者等の情報（症状、行動歴等）を  
電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有！

◆現場の保健所職員等の作業をIT化・ワンスオンリー化

（一度入力した情報を別途報告等する必要がなくなる。）

◆スマホ等を通じて患者が健康情報を入力

◆感染者等の状態変化を迅速に把握・対応



感染者等へのサポートの充実・安心

保健所・医療機関等の負担軽減

的確な対策立案のサポート

## 【新システム導入のメリット】



感染者・  
濃厚接触者  
【国民】

毎日、電話により健康状態を報告。  
急変時に気づいてもらえないことも。

⇒ スマホ等により、簡単に報告可能に。  
⇒ きめ細かな安否確認を受けられるように。



医師等

【発生届】手書き、FAXでの届出。

⇒ パソコン・タブレットで入力・報告が可能に。  
※ 保健所がFAXをパソコンに入力する作業も減少。



保健所  
都道府県・国  
【行政】

電話・メール等により、感染者等の  
情報を報告・共有。  
保健所、都道府県、国が、それぞれ  
感染者等の情報を入力・集計。  
広域的な情報共有が不十分。

⇒ 患者本人や医療機関、保健所等が入力し  
た患者情報が迅速に集計され、都道府県、  
国まで共有可能に。  
⇒ 入院調整の迅速化や、クラスター対策の  
効率化が可能に。

## 【スケジュール】

5月15日～ 一部自治体で試行利用開始

5月29日～ 全国で、準備が整った都道府県等・保健所・医療機関から順次利用開始

# スマートライフ実現のためのAI等を活用したシミュレーション調査研究業務

## 5つの研究開発領域（リサーチクエッション）

### <第二波対策>

疫学・医学的情報等に基づく感染状況推定並びに感染拡大・抑制シミュレーションと対策支援システム

例：SIRモデルの効果分析、人流等の動的なシミュレーションによる政策の効果分析、医療物資や医療供給体制の最適配置の検討

### <ガイドラインの進化>

感染防止シミュレーション

例：気流シミュレーションにより、コンサートホールや公共交通機関における座席配置、空調等の感染防止対策の検討

### <検査体制の進化>

体系的検査測定手法、標準データモデル確立とその国際標準化

例：AIを活用したPCR、抗原、抗体検査の効果的組み合わせ方法の検討

### <ICT、IoTの活用>

ICT等を活用した感染拡大防止並びに接触機会低減方策

例：ウェアラブル機器を活用した病院外での無症状者、軽症者の適切な対応方法の検討

### <早期検知>

感染早期検知・リスクアセスメント

例：CTスキャン画像分析による早期診断手法の確立

## データ連携基盤の構築と運営

- 都道府県が有する情報、他省庁が有する情報、民間事業者等が有する情報を連携するデータ連携基盤を構築
- AIシミュレーション事業において活用するだけでなく、希望する研究者等に対して各種データを提供。